





エコリフォーム

①～③のいずれか1つ以上(補助金額合計5万円以上)を実施すると補助金の対象になります。

1 開口部の断熱改修

省エネ基準に適合するように断熱改修する工事が対象となります。

内窓設置 既存窓の内側に新たに窓を新設する。 	外窓交換 既存窓を枠ごと取り除き、新たな窓に交換する。 	ガラス交換 既存窓のガラスを複層ガラス等に交換。 	ドア交換 既存のドアを新たなドアに交換。 
大(2.8㎡以上) 20,000円/箇所 中(1.6㎡～2.8㎡未満) 14,000円/箇所 小(0.2㎡～1.6㎡未満) 8,000円/箇所	大(1.4㎡以上) 8,000円/枚 中(0.8㎡～1.4㎡未満) 5,000円/枚 小(0.1㎡～0.8㎡未満) 3,000円/枚	大(開戸:1.8㎡以上(引戸:3.0㎡以上)) 25,000円/箇所 小(開戸:1.0～1.8㎡未満(引戸:1.0～3.0㎡未満)) 20,000円/箇所	

2 外壁・屋根・天井または床の断熱改修

改修後の各部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修が対象となります。

屋根・天井 全体改修 36,000円 部分改修 18,000円	床 全体改修 60,000円 部分改修 30,000円	外壁 全体改修 120,000円 部分改修 60,000円
--	--	--



4 上記①～③の工事と併せて実施する項目

A. バリアフリー改修

手すりの設置 → 6,000円 <small>※実施箇所にかかわらず 浴室/便所/洗面所/廊下・階段などの手すり設置</small>	段差解消 → 6,000円 <small>※実施箇所にかかわらず 屋内外の出入口の段差解消工事/浴室の段差解消工事</small>
廊下幅等の拡張 → 30,000円 <small>※実施箇所にかかわらず 通路の幅を拡張する工事/出入口の幅を拡張する工事</small>	

B. 木造住宅の劣化対策工事

浴室のユニットバス設置 → 30,000円 <small>※リフォーム損益保険に加入する物件に限る</small>	小屋裏換気口設置 → 8,000円	小屋裏点検口設置 → 3,000円
脱衣室の耐水性仕上げ → 8,000円	外壁の軸組及び土台の防腐防蟻措置 → 20,000円	土間コンクリート打設 → 120,000円
	床下点検口設置 → 3,000円	

C. 設備エコ改修

D. 耐震改修

現在の耐震基準に適合していない住宅を現在の耐震基準に適合させる工事が対象となります。耐震改修については他の補助制度併用可能な場合がありますので事前にご確認ください。

※【現行の耐震基準】①建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準
②耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準【平成18年国土交通省告示第185号】」

E. リフォーム瑕疵保険

インスペクション

既存住宅の購入時にエコリフォームを実施した際のインスペクション加算

50,000円/戸

(40歳未満が既存住宅を購入し、インスペクションを実施、既存住宅売買瑕疵保険に加入した場合)

3 設備エコ改修

対象の設備エコ改修5つのうち3つ以上の工事の実施が対象となります。

節水型トイレ 24,000円 <small>※設置台数にかかわらず</small>	高断熱浴槽 24,000円 <small>※設置台数にかかわらず</small>	太陽熱利用システム 24,000円 <small>※設置台数にかかわらず</small>
節湯水栓 3,000円 <small>※設置台数にかかわらず</small>	高効率給湯機 24,000円 <small>※設置台数にかかわらず</small>	

■「エコリフォーム」パナソニックの住宅ストック循環支援事業登録商品

※12月5日時点情報

エコ住宅設備	登録予定商品	エコ住宅設備の要件
節水型トイレ	新型アラウーノ、アラウーノSⅡ、NewアラウーノV	JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」または「洗浄弁式節水Ⅱ形大便器」もしくは、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」または「専用洗浄弁式節水Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有すること
高断熱浴槽	保温浴槽Ⅱ(Lクラス、リフォーム、オフローラ、FZ、MR-X、i-X) ※全て断熱組みフタをセットにすることが要件 ジェットバスは対象外、酸素美泡湯は対象	JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること
高効率給湯機(エコキュート)	JP、J、X、N、S、FP、F、L、W、B、Vシリーズ	JIS C9220に基づく年間給湯保温効率、または年間給湯効率が3.0以上であること(ただし、寒冷地仕様は2.7以上)
節湯水栓	①キッチン カチット水栓搭載の水栓(全シリーズ) ②洗面 カチット水栓搭載の水栓(ウツクシリーズ、ラシス、シーライン) ③バス サーモ式シャワー水栓(全シリーズ) Theシャワー(全シリーズ) ※らくピタ水栓は対象外	「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報」に定義される節湯水栓で以下の①～③のいずれかの基準を満たすものである ①台所水栓において「手元止水機能(節湯A1)」または「水優先吐水機能(節湯C1)」を有すること ②洗面水栓において「水優先吐水機能(節湯C1)」を有すること ③浴室シャワー水栓「手元止水機能(節湯A1)」または「小流量吐水機能(節湯B1)」を有すること。ただし、吐水・止水操作スイッチ(シャワー)または流量調整部(シャワー)のみの交換は除く